

議 第 47 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の27」を「100分の23」に改める。

第6条第2項第2号中「規則」を「人事委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

本市職員の退職手当の改定に準じ、教育長の退職手当を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。